

塾講師募集について諸注意

2023年 8月現在
教養学部等学生支援課厚生チーム

以下の条件を理解した上でお申し込みください。

- 塾講師等とは、学習塾講師、予備校講師のことを指し、中学・高校・大学・専門学校等の受験準備および授業の補習を目的としたものに限る。ただし実技科目（体育、音楽、家庭科、美術などの教科）は除く。
また、語学学校講師、英会話、公務員試験受験、英検をはじめとする各種資格試験、就職試験対策等の指導は高校・大学受験指導の一環としても塾講師には含めない。
会社が塾講師として採用した学生を生徒の自宅に訪問させて行う個別指導は家庭教師と見なし受け付けない。
- 勤務は求人票に記載された教室・校舎で行うこと。派遣指導や業務提携・業務委託を伴う業態のものを取り扱わない。また、以下の場所で行われる塾からは受け付けない。
 - ・ 自宅の一室
 - ・ 自治体が管理運営する集会所、学習センターなど
 - ・ 商業ビル等空き室、空き会議室
 - ・ 業務提携・委託による特定の学校施設、教室
- 教室・校舎の開設が1年未満の求人は受け付けない。
- 求人申し込みは各校舎・各教室の人事採用権、採用決定権のある者が行った場合のみとする。代理・代筆・委託業者等による募集、複数校舎一括採用の求人は認めない。
- 初回の申し込みについては、会社概要および責任者の名刺を必要とする。2回目以降も名刺の提出を求める。
- 前回の申し込みから一定期間（1年を超えた場合）申し込みがない場合は新規扱いとする。
- 紹介をするが繰り返し不採用となる案件については当課では受け付けない。
- 登録制の塾講師については当課では受け付けない。
- オンライン形式の塾講師は塾講師に含めない。

【様々なケース】

・研修期間中の給与について

採用後研修期間の給与は支払いをお願いします。勤務所在地がある自治体の最低賃金を下回ることがない時給にてお支払をお願いします。

・研修授業/模擬授業

22時以降の業務は禁止しています。研修のための模擬授業については終了時間が22時以降にならないよう時間を設定いただくようお願いいたします。

・担当学年について

受験生を担当する場合、学生にとって負担が大きくなります。できるだけ担当させないようにしてください。ただし、本人の力量や意思を確認の上、担当させることは可能です。

・受け持ちの授業シフトについて

定期テスト期間中については、担当シフトの配慮をお願いします。

・複数校舎受け持ちについて

一校舎での指導を前提とします。学生の負担を鑑み、同一日での校舎掛け持ちはおやめください。また、曜日により指導校舎が変わる場合は講師派遣とみなし学生支援課で受け付けることはいたしません。

・その他業務について

生徒の評価シート作成の義務や授業前の入室時間など決められている業務や時間がありましたら予め求人票に記載をしてください。保護者面談など本学学生が業務として担当するであれば、そのことも記載をお願いします。

【掲載中止及び受付停止】

以下のことが判明した場合、募集掲示を外し、以降当該企業（個人）の求人票の掲載を行いません。

- ・ 求人票に記載のある業務以外の仕事を行わせていたことが判明した場合。
- ・ 求人票に虚偽があった場合。
- ・ 採否の結果について報告を怠った場合（求人掲載終了後およそひと月をめぐとする）。選考結果について厚生チームから確認をするが、今後その企業からの求人取り扱いを行わない。
- ・ 選考過程が不透明なもの。採用決定まで長期間要するもの。
- ・ 選考時や業務中差別的な扱いを受けるもの。

【お申込みいただく塾の方へ】 必ずお読みください

窓口で求人票の掲示要件に合わないと判るとその場で求人票を修正されるケースが見られます。来校前に求人依頼の条件をご確認いただき、ご不明な点がありましたら事前にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、受付時に窓口にて修正された求人票および関係資料も含め、当該企業からの求人票の受理は今後いたしません。予めご承知おきください。

求人票に書かれている内容の業務以外を学生に従事させていることが分かった場合、求人票が掲示中の場合はいったん掲示を取り外し、当該企業の求人募集を一時中断いたします。厚生チームから当該求人責任者（求人募集申込に来られた方）宛に確認の連絡をいたしますのでご対応をお願いいたします。

求人票の記載に虚偽があったと認められた場合、掲示中の求人を含め、その後当該企業の求人は取り扱いません。

弊学部でのアルバイト求人の取り扱い内容については、取り扱い方法や内容について、社会情勢を鑑みて適宜見直すことにいたします。